さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月28日

さいたま市長 清水勇人

さいたま市条例第４６号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成１３年さいたま市条例第１７８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第２条関係）

名称	位置	定員
［略］		
さいたま市立栄和放課後児童クラブ	［略］	
［略］		
さいたま市立海老沼放課後児童クラブ	［略］	
［略］		
さいたま市立与野八幡放課後児童クラブ	［略］	
［略］		
さいたま市立与野南放課後児童クラブ	［略］	

改正前

別表（第２条関係）

名称	位置	定員
［略］		
さいたま市立栄和放課後児童クラブ	［略］	
さいたま市立辻放課後児童クラブ	さいたま市南区辻６丁目３番２８号	５５人
［略］		
さいたま市立海老沼放課後児童クラブ	［略］	
さいたま市立春野放課後児童クラブ	さいたま市見沼区春野１丁目７番１号	４０人
［略］		
さいたま市立与野八幡放課後児童クラブ	［略］	
さいたま市立大戸放課後児童クラブ	さいたま市中央区新中里１丁目６番２８号	５０人
［略］		
さいたま市立与野南放課後児童クラブ	［略］	
さいたま市立馬宮放課後児童クラブ	さいたま市西区大字西遊馬５３３番地１	３０人

さいたま市立大砂土放課後児童クラブ	［略］
さいたま市立植水第二放課後児童クラブ	［略］
［略］	
さいたま市立慈恩寺放課後児童クラブ	［略］
［略］	

さいたま市立大砂土放課後児童クラブ	［略］	
さいたま市立中島放課後児童クラブ	さいたま市桜区中島１丁目２８番１号	５０人
さいたま市立植水第二放課後児童クラブ	［略］	
さいたま市立城北放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区大字岩槻６６１９番地	７０人
［略］		
さいたま市立慈恩寺放課後児童クラブ	［略］	
さいたま市立東岩槻放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区諏訪２丁目６番１号	４０人
［略］		

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。